

原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな 受諾を求める意見書

浪江町民は3・11東京電力福島第一原子力発電所事故により、いまなお全町避難を余儀なくされ、孤立・孤独死などを含め328名の災害関連死が出るなど悲惨な苦痛が継続している。

原子力損害賠償紛争解決センターは浪江町民の集団申立てに対し

- ・避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大
- ・正常な日常生活が長期にわたり疎外された高齢者の精神的苦痛の増大
- ・被ばく不安にかかわる個別事情の考慮

など、被害の実態に沿った和解案を提示し、代理人である浪江町は町民説明会を開催し去る5月26日和解案の正式受諾を決定し通知してきたものである。

いうまでもなく東京電力(株)は「原子力損害への賠償に向けた取り組み」として「3つの誓い」の一つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「手続きの迅速化などに引き続き取り組む」と宣言している。とりわけ、ADR申し立てから現在までの約一年間で177名もの申立人が死亡していることを直視すれば一日も早く解決するのが事業者の義務と言わなければならない。

ところが東京電力(株)は原子力損害賠償紛争解決センターが定めた回答期限(5月30日)の更なる延長を求め、不当にも事案解決の引き延ばしを計っている。

それにも拘らず、本件の遅延行為はこれまで以上に町民の深刻な被害を増幅させるばかりか、事業者の信義に反するものである。

よって、東京電力(株)が本和解案を速やかに受諾し、責任をもって解決するよう行政指導することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日

福島県双葉郡浪江町議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣
経済産業大臣 宛て